

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

派遣労働者の数	74 人（1 日平均）
派遣先の数	24 社
マージン率	36.2%
労働者派遣料金（①）	21,728 円（1 日 8 時間換算）
派遣期間中の派遣労働者の賃金（②）	13,864 円（1 日 8 時間換算）
教育訓練に関する事項	派遣の概要・情報セキュリティおよび個人情報保護教育・安全衛生教育・マナー教育
その他福利厚生の制度など	慶弔規定、社員表彰制度、社外アクティビティ活動 他

このマージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ①（小数点第 2 以下を四捨五入）

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用
- ・資格取得支援および教育研修費用
- ・営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費等の諸費用
- ・営業利益 等